

行政不服審査法の施行状況に 関する調査結果

《調査結果のポイント》

平成27年12月

総務省行政管理局

【調査対象】

○対象機関

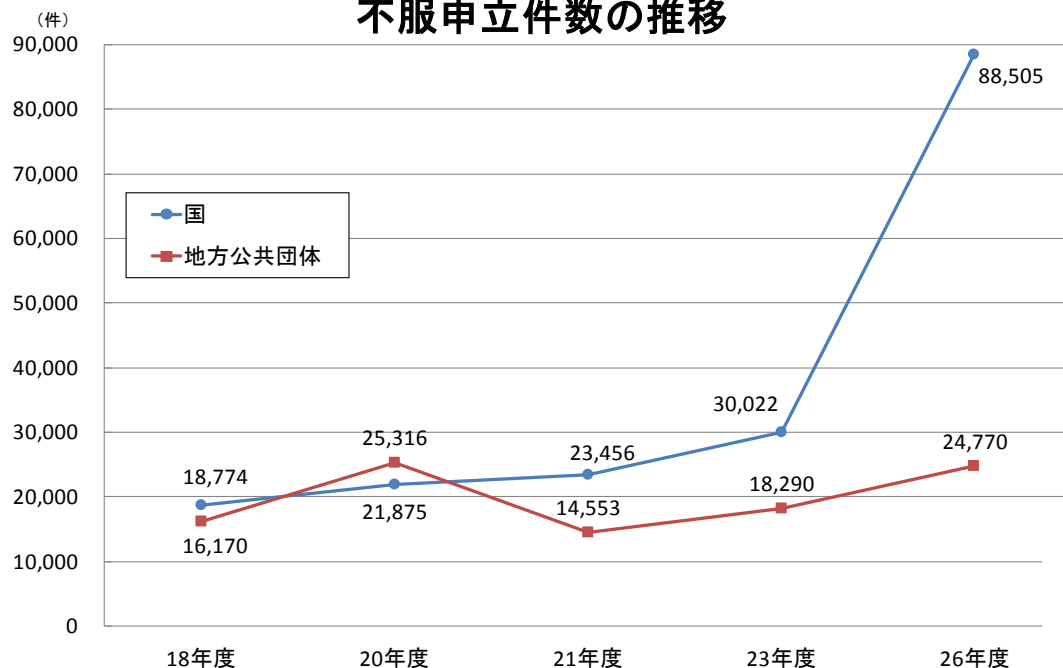
- ・国の行政機関（本府省等24機関、地方支分部局を含む。）
- ・全ての都道府県及び市区町村並びに一部事務組合及び広域連合

○対象期間

平成26年4月1日から27年3月31日までの状況について、平成27年3月31日現在で調査

1 不服申立件数 ①

不服申立件数の推移



○平成26年度における行政不服審査法に基づく不服申立件数は、

- ・国に対する申立ては88,505件で、前回調査（平成23年度）から58,483件増加
- ・地方公共団体^(※)に対する申立ては24,770件で、前回調査から6,480件増加

(※) 今回調査における地方公共団体の不服申立て件数には、一部事務組合及び広域連合に係る件数（63件）が含まれている（以下同じ）。

1 不服申立件数 ②(国の機関)

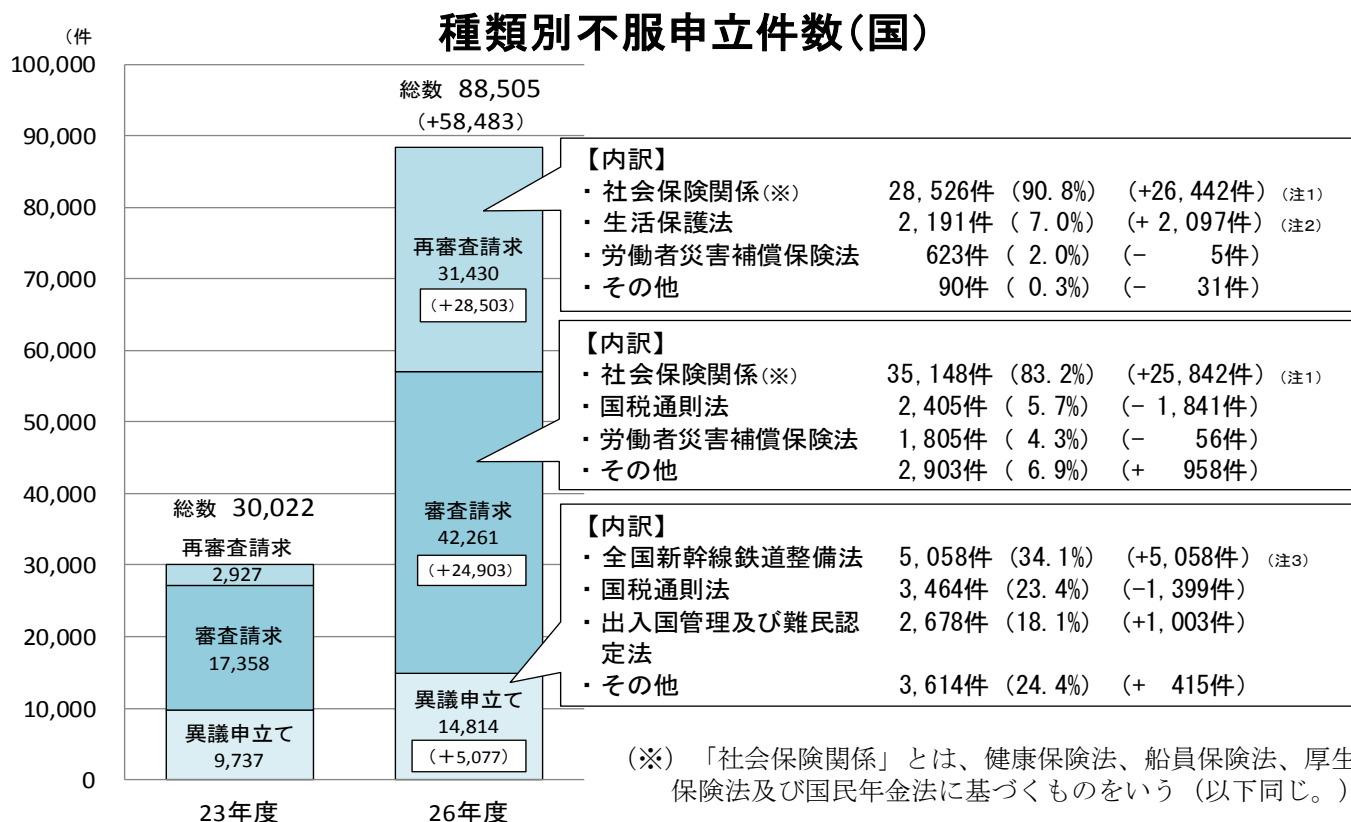
○社会保障関連の制度見直し（社会保険関係（下記※参照）（注1）、生活保護法（注2））に対する不服申立件数が大幅増加（審査請求：35,148件（25,842件の増）、再審査請求：30,717件（28,539件の増））

（注1）公的年金の物価スライド特例措置（補足1）の解消（H25.10から年金額を段階的に2.5%削減）に関する多数の審査請求・再審査請求が行われた。

（注2）生活扶助基準の見直し（H25.8から段階的な見直しを実施（補足2））に関する多数の再審査請求が行われた。

○全国新幹線鉄道整備法（注3）に対する不服申立件数が増加（異議申立て：5,058件（全部増））

（注3）平成26年10月の中央新幹線工事实施計画の認可に関する多数の異議申立てが行われた。



（補足1）
物価等の変動に応じて引き下げられるはずの平成12～14年度の年金額を、当時の厳しい社会経済情勢に鑑み、据え置いたという措置。これにより、平成25年4月の年金額は、本来水準より2.5%上回る事となった。

（補足2）
生活扶助基準（食費、光熱水費等の基本的な生活費の支給基準）について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえた適正化、デフレ傾向を踏まえた調整という考え方に基づいて、見直しを行ったもの。

（※）「社会保険関係」とは、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法に基づくものをいう（以下同じ。）。

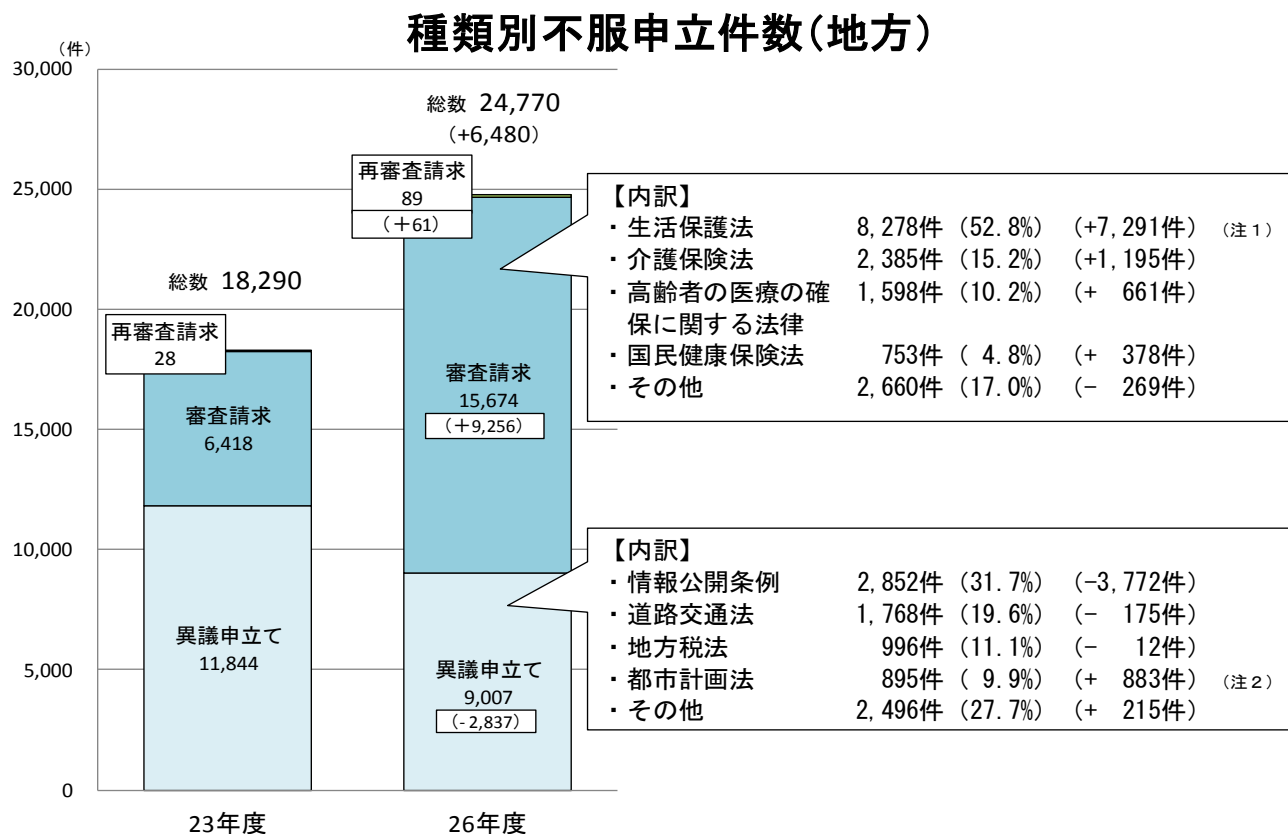
1 不服申立件数 ③(地方公共団体)

○社会保障関連の制度見直し（生活保護法、注1）に対する不服申立件数が大幅増加（審査請求：8,278件（7,291件の増））

（注1）生活扶助基準の見直し（H25.8から段階的な見直しを実施（2頁の補足2を参照））に関する多数の審査請求が行われた。

○都市計画法（注2）に関する不服申立件数が増加（異議申立て：895件（883件の増））

（注2）平成26年11月の「東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2」に係る都市計画変更等に関する多数の異議申立てが行われた。



2 係属件数・処理件数（国の機関・地方公共団体）

○係属件数（不服申立件数＋前年度からの繰越件数）は、国で大幅増加（177,234件（131,062件の増）（注1））、地方で横ばい（221,727件（5,406件の減））

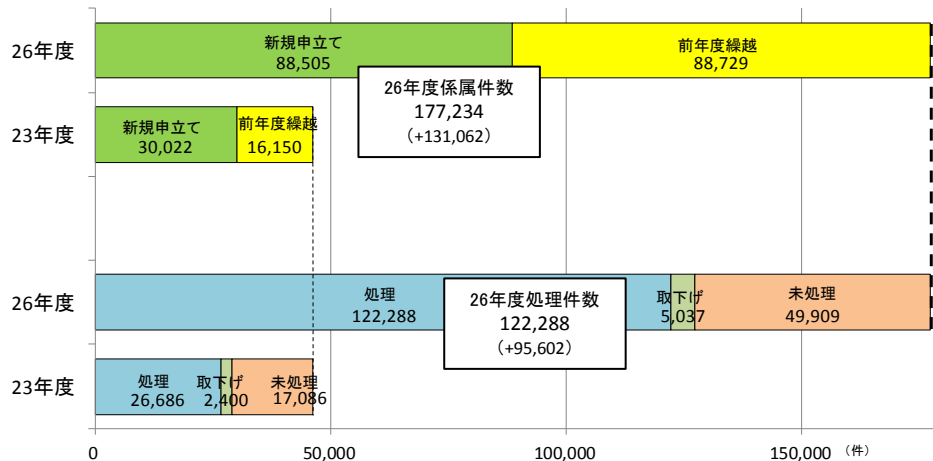
（注1）国に対する不服申立件数の増加（2頁参照）に加え、平成25年度からの繰越件数（88,729件。大部分は社会保険関係と生活保護法に係る審査請求等）も増加したことによる。

○処理件数（係属件数のうち裁決等を行ったもの）は、国で大幅増加（122,288件（95,602件の増）（注2））、地方で増加（39,073件（10,108件の増）（注3））

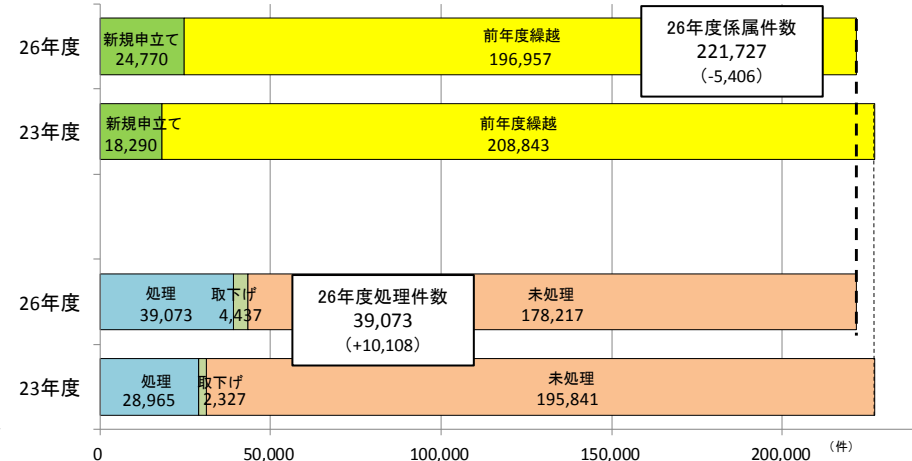
（注2）主に、社会保障関連の制度見直しに関する不服申立て（2頁の注1・注2参照）に係る処理が進んだことによる。

（注3）主に、公務員の組合活動に係る処分に関する長期係属案件の処理が進んだことによる。

係属件数・処理件数(国)



係属件数・処理件数(地方)



3 処理内容（国の機関・地方公共団体）

○国、地方ともに、却下等の件数が大幅増加（国：2,943件→98,702件（注1）、地方：5,235件→18,551件（注2））

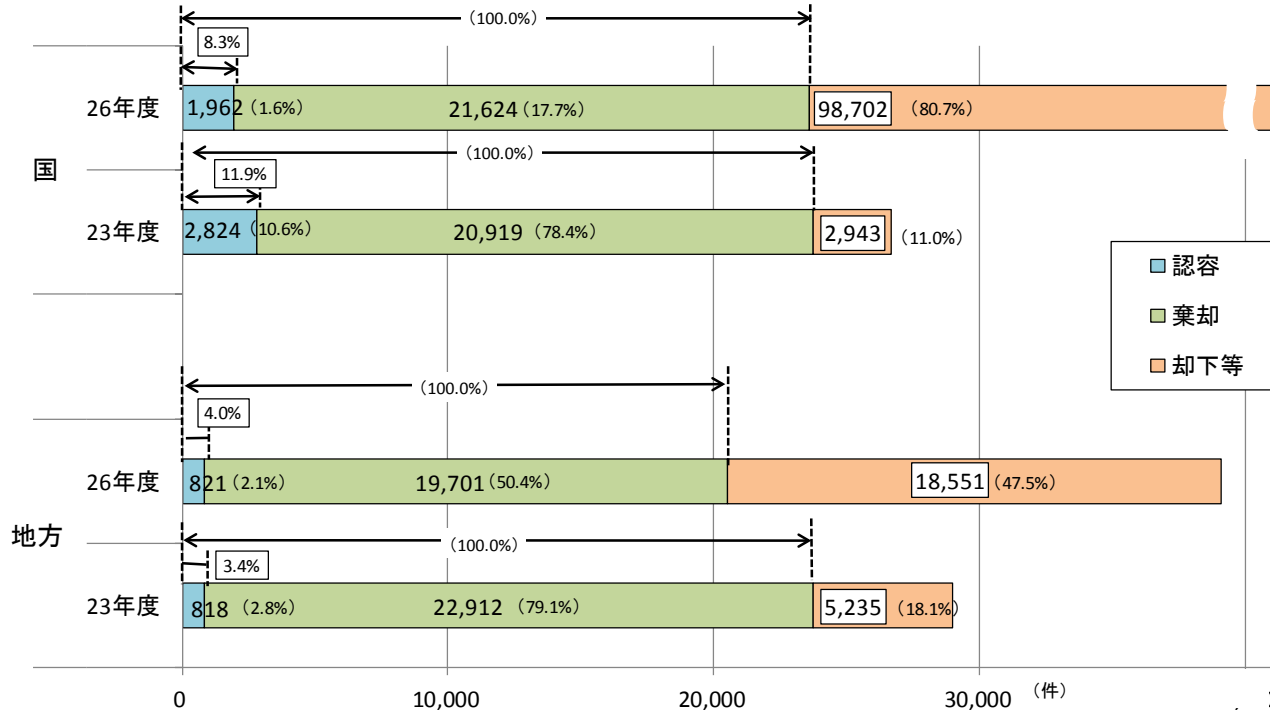
（注1） 個々の処分的前提となる社会保障関連の制度見直しそのものに対する不服申立てが大幅に増加した（2頁の注1・注2参照）ことに伴い、結果として社会保障関係の却下等が大幅に増加。

（注2） 公務員の組合活動に係る処分に関する多数の長期係属案件について、審査請求人の死亡等を理由とした手続の終結があり、却下等の件数が大幅に増加。

○認容率（注3）については、大幅増加した却下等の影響を除外し、実質的な審理を行ったものでみると、国は若干の低下（11.9%→8.3%）、地方は若干の上昇（3.4%→4.0%）

（注3） 処理件数に占める認容件数の割合を指す。認容率は、不服申立ての内容や、大量申立ての有無といった不服申立ての態様によって大きく変動するものであり、その数値の比較においては、この点に留意することも必要である。

処理内容(国・地方)

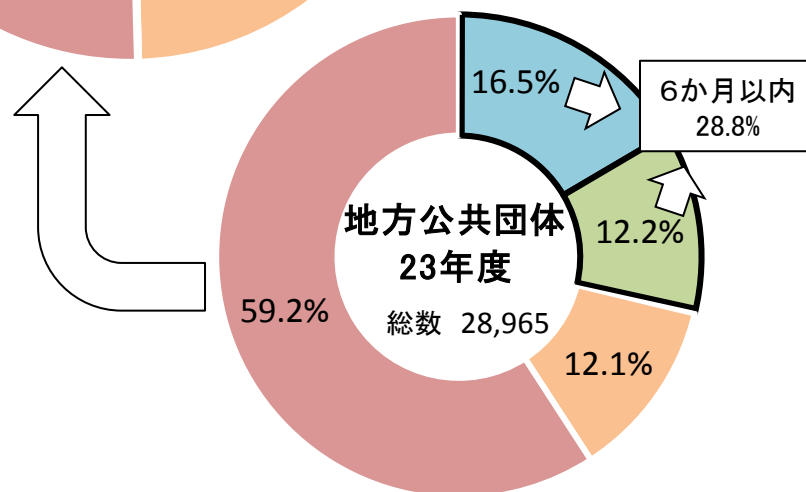
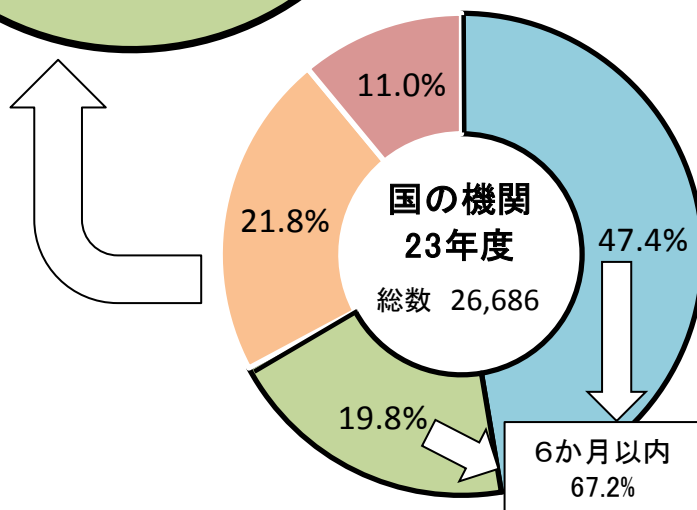
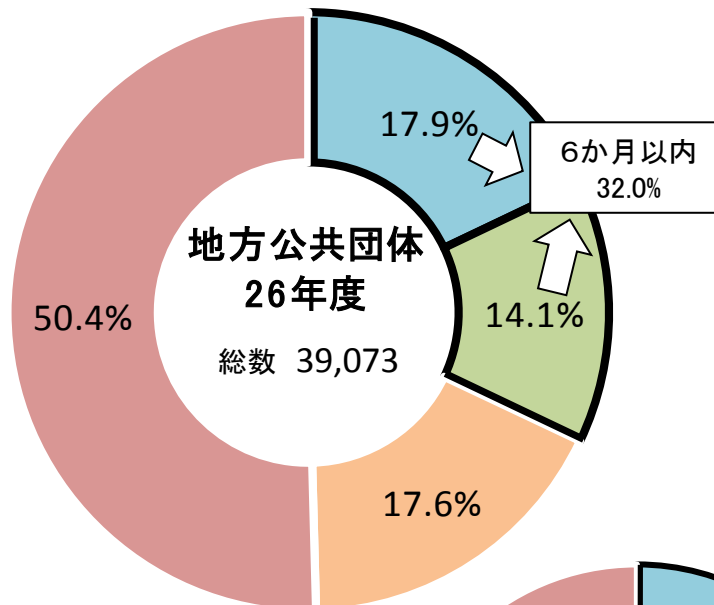
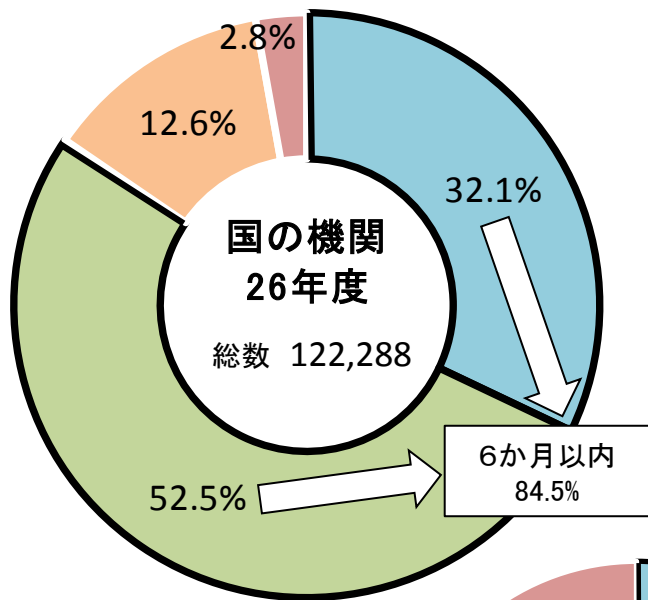


（※1） 「却下等」には、認容、棄却、却下以外の「その他」の処理（審理手続の終結）の件数を含む。

（※2） グラフの件数には、前年度未処理案件のうち平成26年度に処理されたものが含まれており、26年度の申立て件数とは異なる。（以下同じ）

4 処理期間（国の機関・地方公共団体）

○国・地方ともに、6か月以内で処理された割合は増加（国：67.2%→84.5%、地方：28.8%→32.0%）



■ 3か月以内 ■ 3か月超～6か月以内 ■ 6か月超～1年以内 ■ 1年超

5 未処理案件(国の機関・地方公共団体)

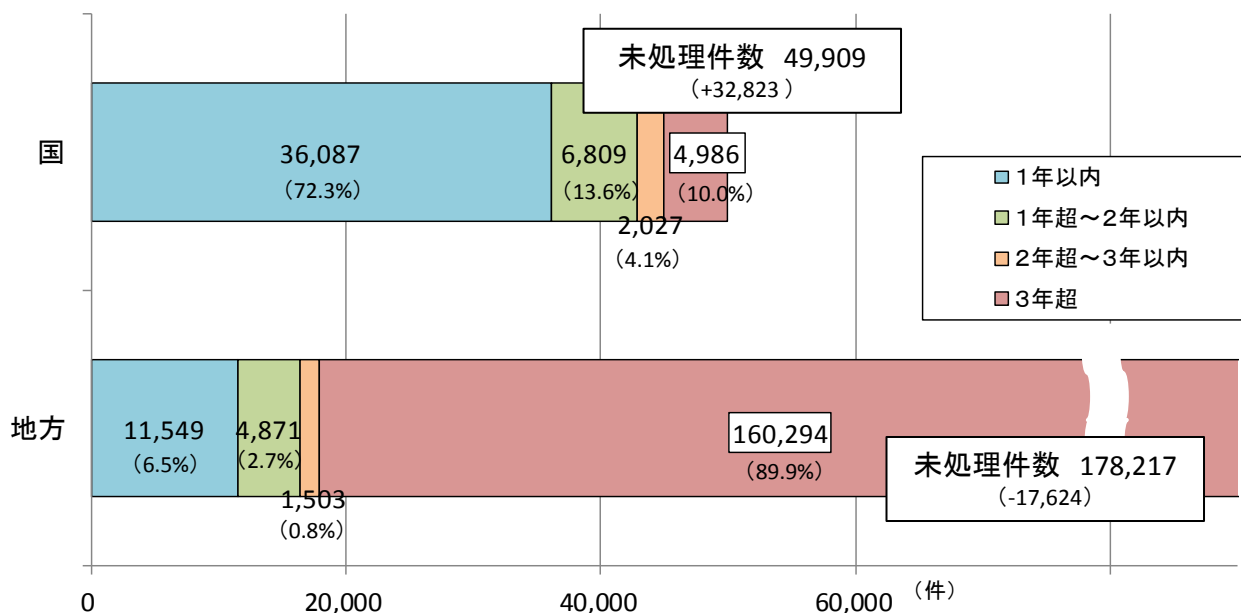
○未処理案件の数(未処理のまま次年度に繰り越された件数)は、国で増加(49,909件(32,823件の増)(注1))、地方で減少(178,217件(17,624件の減)(注2))となっている。

(注1) 約半数は、社会保障関連の制度見直しに関する不服申立て(2頁の注1・注2参照)に係る案件である。

(注2) 大部分は、公務員の組合活動に係る処分に関する不服申立てに係る長期係属案件である。

○未処理のまま長期間が経過(不服申立てから3年を経過)している案件の数は、特に、地方で多数(国:4,986件、地方:160,294件(上記注2参照))となっている。

未処理件数・経過期間(国・地方・26年度)



(※) 前回調査(23年度)では、未処理のまま長期間を経過(3年経過)した案件について調査していないため、前回調査との比較を示していない。

6 調査結果を踏まえた今後の対応

- 今回の調査結果を踏まえ、以下のとおり対応する。
 - ・ 多数の未処理案件について、個々の事情を踏まえつつ審理手続の迅速化を図るよう要請する。
 - ・ 未処理のまま長期間が経過している案件について、早期処理を促す等の要請を行う。

〔参考〕

- 平成28年4月に施行される改正行政不服審査法について、引き続きその改正内容の周知等を行うことにより、その円滑な実施を図る。

<改正法の概要>

- **不服申立構造の見直し**（不服申立ての種類を原則として「[審査請求](#)」に一元化）
- **公正性の向上**
 - ・ [審理員制度の導入](#)（原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰）
 - ・ [行政不服審査会等への諮問手続の新設](#)（審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック）
 - ・ [審査請求人等の手続保障の拡充](#)（口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など）
- **使いやすさの向上**
 - ・ [審査請求期間を3か月に延長](#)（現行：60日）
 - ・ [迅速性の確保等](#)（標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など）